

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	保健福祉部 障害福祉課	
不利益処分名	届出等未提出による特別障害者手当の支払差止	
根 拠 法 令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	
根 拠 条 項	第26条の5において準用する第12条	
連 絡 先	(電話 621-5177)	
処 分 基 準	基 準	特別障害者手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則又は障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令に定められた届出又は書類その他の物件の提出をしないときは、手当の支払いを一時差し止めすることができる。
	参 考 事 項	改訂 特別障害者手当等支給事務の手引き
	設定等年月日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)